

# 津市営浄化槽事業 お申し込み手引き

【既設の合併処理浄化槽の帰属】



津 市

## 1 既設の合併処理浄化槽の帰属を希望される方へ

市営浄化槽整備区域内において、既に設置した合併処理浄化槽のうち、一定の条件を満たすものについては、申請により市に帰属することができ、その後は市で維持管理を行います。申込は通年で随時受け付けます。なお、**帰属後は市営浄化槽使用料を納めていただきます（詳細は6・7ページ）。**

### 帰属の条件

- ① 浄化槽用地を市が無償で使用するということについて、申請者と土地所有者の同意書があること。
- ② 申請の日以前1年間の保守点検・清掃が適正に行われていること。
- ③ 申請の日以前1年間に法定検査が適正に実施され、結果が不適正でないこと。
- ④ 浄化槽の修繕の必要がないこと。
- ⑤ 市職員の現地確認後、浄化槽の全量清掃を実施すること。

※ 申請書を提出していただきましたら、**市が書類審査、現地調査を行いますので、その後に全量清掃を実施**して下さい。帰属の手続きは申請書の提出があってから進めさせていただく為、**申請書提出前に清掃を実施されていても改めて帰属時において全量清掃が必要になります。**

※ 市職員による現地確認時または、全量清掃時に**補修が必要な箇所が認められた場合は申請者様の費用負担にて、補修が必要になります。**

※ 帰属には審査があります。審査結果により、帰属不可とさせていただく場合もありますのでご了承ください。  
帰属の可否決定は「帰属可否決定通知書」にて行います。津市より帰属可否決定通知書が届くまでは、引き続き申請者様にて合併処理浄化槽の適正な維持管理を行って下さい。

※ **帰属決定後の保守点検・清掃は津市にて行いますので、現在、契約している浄化槽保守点検業者及び清掃業者との契約解除**を行って下さい。  
**なお、契約解除は津市より郵送される「帰属可否決定通知書」到着後に行ってください。**（帰属不可となった場合は、これまでどおり使用者にて、保守点検・清掃等を行う必要がありますので、契約を解除しないでください。）

- 提出書類
- ① 既設浄化槽帰属申請書（別紙第24号様式）
  - ② 既設浄化槽帰属同意書（別紙第25号様式）
  - ③ 使用水の調査表
  - ④ 浄化槽法第5条第1項の規定による届出書等の写し又はその内容を確認できる書類（届出確認依頼書）
  - ⑤ 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の検査の結果書の写し
  - ⑥ 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における浄化槽法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の記録票の写し
  - ⑦ 帰属する合併処理浄化槽が設置されている土地の不動産登記法第14条第1項の地図又は同上第4項の地図に準ずる図面、及び土地の全部事項証明書（原本をご用意ください）

**申請時に①～⑦まで揃えてまとめて提出して下さい。**

---

- ⑧ 市職員による浄化槽現地確認後・・・全量清掃の証明書（書式自由）
- ⑨ 補修箇所がある場合・・・補修完了後に記録写真（書式自由）  
※補修箇所が無い場合は提出不要  
※補修前・補修作業中・補修完了がわかるように撮影して下さい。  
※補修を行う業者に指定はありません。

**⑧と⑨は市職員による浄化槽現地確認後に提出して下さい。**

**※証明書・記録写真は施工した業者から津市へ直接提出してもかまいません。**

---

- ⑩ 津市から可否決定通知書が届いたら・・・市営浄化槽使用開始届  
※可否決定通知書にひな形を同封します（本紙にはひな形添付しておりません）。印字内容をご確認の上、署名していただき、提出してください。  
※帰属不可の場合は提出不要です。

**最後に⑩を提出して、帰属手続き完了です。**

---

- 帰属申請チェックリストもご活用下さい。
- ①～④の申請書等は本冊の巻末にひな形集がありますので、そちらにご記入下さい。  
なお、ホームページよりダウンロードすることも可能です。  
「津市 市営浄化槽」と検索して下さい。



提出先 〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道事業局  
下水道工務課 工事担当（☎059-239-1038）  
または、各総合支所地域振興課、各市出張所  
※提出は郵送でも可

問合せ先 【申し込み手続きに関すること】

上下水道事業局 下水道工務課 ☎ 059-239-1038

【使用料に関すること】

上下水道管理局 営業課 ☎059-237-5805

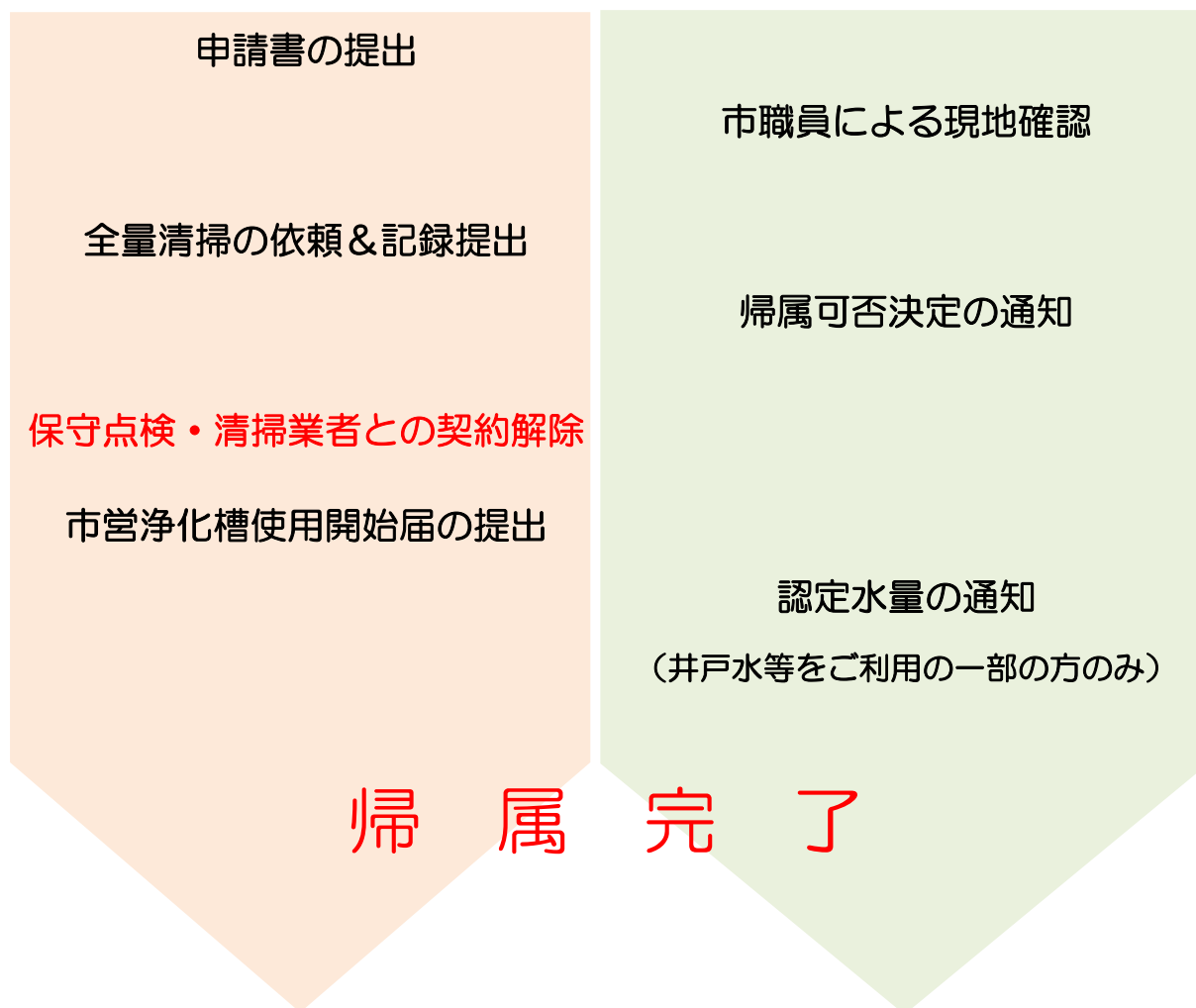
【帰属後の維持管理、市営浄化槽の故障に関すること】

上下水道事業局 下水道施設課 ☎ 059-239-1035

帰属までの流れ

申請者が行うこと

津市が行うこと



## 帰属不可となる例

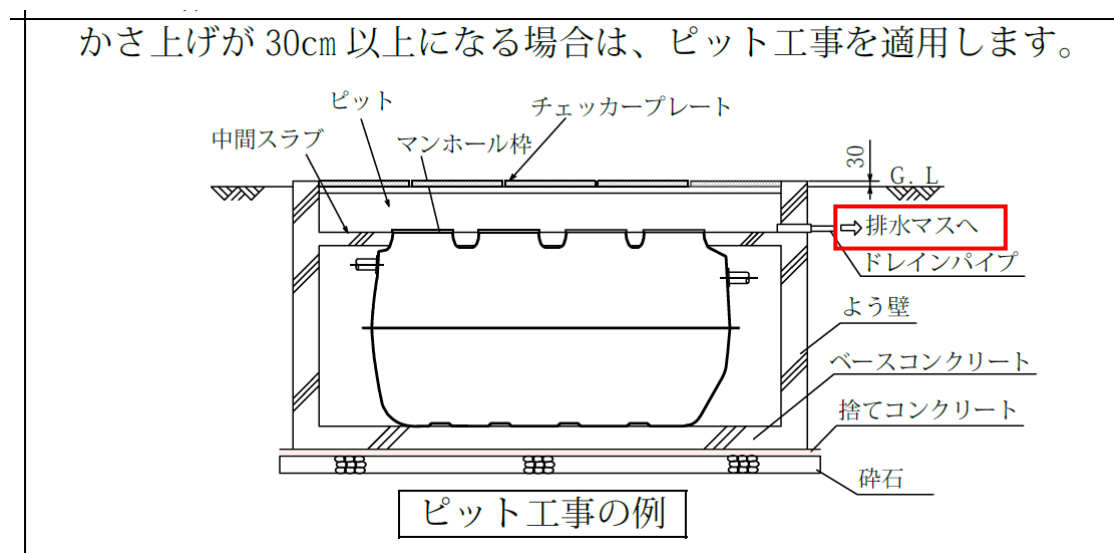
① 浄化槽点検口内の嵩上げが 30 cmを超える場合



② 上部スラブ（コンクリート）が打設されていない場合。



③ ピット構造で、ピット内の排水機能が確保されていない場合。



④ その他、浄化槽に故障等不具合が確認できた場合。



## その他

- ①お預かりした個人情報、津市営浄化槽の維持管理のために使用します。市営浄化槽の維持管理のため、津市が委託している市営浄化槽保守点検及び清掃業者、法定検査事業者へ必要事項を伝えさせていただくことがありますので、ご了承の上、お申し込み下さい。
- ②申請後、市職員が現地の合併処理浄化槽を確認します。ご不在の場合でも敷地内に入らせて頂き、ポストに現地確認した旨の書類を投函します。投函書類確認後に全量清掃を依頼して下さい。  
また、帰属後は津市が委託した保守点検及び清掃業者、法定検査事業者等が敷地内で作業させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ③帰属可否決定通知書が届きましたら、現在契約している浄化槽保守点検業者及び清掃業者との契約解除を申請者にて行って下さい。  
※不可の場合は解除しないでください。
- ④帰属後、**建物を取壊す場合や住人の死亡等で市営浄化槽を休止または廃止したい場合は、遅滞なく【下水道施設課 ☎059-239-1035】へ連絡**して下さい。
- ⑤帰属後の合併処理浄化槽は津市管理となりますので、**使用者の判断により修繕、改造、移設又は撤去しないで下さい**。蓋の破損等で補修が必要な場合、増築に伴って市営浄化槽を移設したい場合等は【下水道施設課 ☎ 059-239-1035】へ連絡して下さい。
- ⑥市営浄化槽が設置されている土地または、市営浄化槽に接続されている建物を売却・譲渡等される際は、敷地内の合併処理浄化槽が津市営浄化槽であることを**新しい所有者へ必ずお伝え下さい**。また、**承継の手続きを下水道施設課と協議の上、速やか**に行ってください。
- ⑦申請前に「津市営浄化槽パンフレット」及び「お申込み手引き」を必ずご覧いただきますようお願いいたします。また、帰属後も保管して下さい。

## 2 津市と使用者の費用負担区分について

帰属後は市営浄化槽使用料をお納めいただきます。

### 使用者の費用負担

項 目
<b>市営浄化槽使用料</b>
ブロワの電気代、放流ポンプの設置がある場合はその電気代
浄化槽清掃等に使用する水道代
使用者管理の排水設備(配管等)に係る改修、撤去費用
使用者の責により必要となった浄化槽の修繕にかかる費用
使用者の都合による浄化槽の人槽変更・移動・撤去に関する費用

### 市営浄化槽使用料に含まれるもの

項 目
浄化槽保守点検費
浄化槽清掃費
法定検査料
消毒薬品代
ブロワの部品交換・修理にかかる費用
浄化槽に設置している放流ポンプの維持管理費
耐用年数等による更新(撤去・設置)費用

## 市営浄化槽使用料について (令和元年10月1日から適用)

市営浄化槽のご利用には、**新築・転換・帰属を問わず使用料が必要です**。市営浄化槽の維持管理に係る費用として、下記のとおり使用料を納付していただきます。

使用料は、基本使用料+従量使用料で決定します。従量使用料は、水道の使用量に応じて算定します。ただし、水道以外に井戸水等をご使用の場合は、個人設置量水器の指針報告による水量、又は認定水量(1人あたり16m<sup>3</sup>/2か月)で算定します。

使用料は、2か月に一度、納入通知書又は口座振替にて納付いただきます。

使用料に関する問合せ先 上下水道管理局 営業課 (☎059-237-5805)

基本使用料	<b>1,672円(2か月あたり)</b>
従量使用料 (消費税込)	1~20 m <sup>3</sup> ⇒ <b>6.6円/m<sup>3</sup></b>
	21~60 m <sup>3</sup> ⇒ <b>161.7円/m<sup>3</sup></b>
	61~100 m <sup>3</sup> ⇒ <b>203.5円/m<sup>3</sup></b>
	101~200 m <sup>3</sup> ⇒ <b>245.3円/m<sup>3</sup></b>
	201~1000 m <sup>3</sup> ⇒ <b>301.4円/m<sup>3</sup></b>

【参考】左の計算式によって算定される2か月あたりの使用料(基本使用料込)は以下のとおりです。

水量 20 m <sup>3</sup>	⇒	<b>1,804円</b>
40 m <sup>3</sup>	⇒	<b>5,038円</b>
60 m <sup>3</sup>	⇒	<b>8,272円</b>
80 m <sup>3</sup>	⇒	<b>12,342円</b>
120 m <sup>3</sup>	⇒	<b>21,318円</b>



# 下水道使用料早見表(2か月用)

◆基本使用料 (消費税込)
1,672円

◆従量使用料単価表(消費税込)〈公共下水道、市営浄化槽、共同汚水処理施設〉

区分	単価 (1㎡につき)	区分	単価 (1㎡につき)	区分	単価 (1㎡につき)
㎡	円	㎡	円	㎡	円
1~20	6.60	101~200	245.30	2,501~	370.70
21~60	161.70	201~1,000	301.40		
61~100	203.50	1,001~2,500	349.80		

(令和元年10月1日から適用)

区分	単価 (1㎡につき)
㎡	円
公衆浴場営業用	13.20

◆従量使用料(消費税込)〈公共下水道、市営浄化槽、共同汚水処理施設使用料〉

1	6.60	16	105.60	31	1,910.70	46	4,336.20	61	6,803.50	76	9,856.00	91	12,908.50
2	13.20	17	112.20	32	2,072.40	47	4,497.90	62	7,007.00	77	10,059.50	92	13,112.00
3	19.80	18	118.80	33	2,234.10	48	4,659.60	63	7,210.50	78	10,263.00	93	13,315.50
4	26.40	19	125.40	34	2,395.80	49	4,821.30	64	7,414.00	79	10,466.50	94	13,519.00
5	33.00	20	132.00	35	2,557.50	50	4,983.00	65	7,617.50	80	10,670.00	95	13,722.50
6	39.60	21	293.70	36	2,719.20	51	5,144.70	66	7,821.00	81	10,873.50	96	13,926.00
7	46.20	22	455.40	37	2,880.90	52	5,306.40	67	8,024.50	82	11,077.00	97	14,129.50
8	52.80	23	617.10	38	3,042.60	53	5,468.10	68	8,228.00	83	11,280.50	98	14,333.00
9	59.40	24	778.80	39	3,204.30	54	5,629.80	69	8,431.50	84	11,484.00	99	14,536.50
10	66.00	25	940.50	40	3,366.00	55	5,791.50	70	8,635.00	85	11,687.50	100	14,740.00
11	72.60	26	1,102.20	41	3,527.70	56	5,953.20	71	8,838.50	86	11,891.00	200	39,270.00
12	79.20	27	1,263.90	42	3,689.40	57	6,114.90	72	9,042.00	87	12,094.50	400	99,550.00
13	85.80	28	1,425.60	43	3,851.10	58	6,276.60	73	9,245.50	88	12,298.00	600	159,830.00
14	92.40	29	1,587.30	44	4,012.80	59	6,438.30	74	9,449.00	89	12,501.50	800	220,110.00
15	99.00	30	1,749.00	45	4,174.50	60	6,600.00	75	9,652.50	90	12,705.00	1,000	280,390.00

## 下水道使用料の計算例

※2か月で50㎡使用した場合

基本使用料：1,672円(税込)・・・①

従量使用料：

1㎡~20㎡まで1㎡につき 6.60円 20㎡× 6.60円 = 132.00円

21㎡~60㎡まで1㎡につき 161.70円 30㎡× 161.70円 = 4,851.00円

4,983.00円(税込)・・・②

**下水道使用料 = ① + ② = 6,655円(円未満切り捨て)**

お問合せ

津市上下水道サービスセンター 059-237-5821



# 【帰属申請 チェックリスト】提出前に☑

提出書類	チェックのポイント	☑欄
第24号様式 既設浄化槽帰属申請書	住宅全体の延床面積が記入されているか 土地所有者の住所と名前が、登記事項証明書と整合しているか。	
【添付書類（1）】 第25号様式 既設浄化槽帰属同意書	土地所有者の住所と名前が、登記事項証明書と整合しているか。土地所有者が複数人の場合は全員分が正確に記載されているか。	
【添付書類（2）】 浄化槽設置届または 浄化槽調書の写し	浄化槽設置の際に県に提出した登録書類です。 無い場合は、代わりに「届出確認依頼書」を提出して下さい。	
【添付書類（3）】 浄化槽法定検査結果書 の写し	最新の結果書が添付されているか （申請日前1年間の結果書のみ有効） （速報は不可）	
【添付書類（4）】 保守点検記録の写し	最新の記録表1年分（3回以上）が揃っているか。 （申請日前1年間の結果書のみ有効）	
【添付書類（4）】 清掃記録の写し	最新の清掃記録が添付されているか。 （申請日前1年間の結果書のみ有効）	
【添付書類（5）】 公図及び 登記事項証明書の写し	浄化槽が設置されている土地の公図及び登記事項証明書が添付されているか。	
使用水の調査票	用途区分6か所全て記入されているか。	
	<b>👉 ここまで最初にまとめて提出 👈</b>	
全量清掃の証明書	※清掃業者から津市へ直接提出でも可	
補修記録写真	※補修が無い方は提出不要 ※補修を行った業者等から津市へ直接提出でも可	
	<b>👉 市職員による現地確認後に提出 👈</b>	
市営浄化槽使用開始届	署名したか 印字内容に間違いはないか。	
	<b>👉 市から可否決定通知書が届いた後で提出 👈</b>	
保守点検業者及び清掃業者との契約の解除	保守点検業者、清掃業者のどちらも契約解除したか。	

👉 最後に・・・ 👈

- 記入漏れがないか、添付書類が全て揃っているかを確認していただき、ご提出お願いします。
- 津市営浄化槽パンフレットはご一読いただきましたか？  
まだの方は、提出前に必ずご一読下さい。

# 申請書の書き方見本集

①既設浄化槽帰属申請書（別紙第24号様式）

第24号様式（第20条関係）

見 本

既設浄化槽帰属申請書

宛先が「津市長」の書類でも可

（宛先）津市上下水道事業管理者

提出日を記入

年 月 日

(〒 )  
住 所  
申請者 氏 名 (印)  
〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕  
電 話

すべての項目を正確に記入して下さい。  
電話番号は日中連絡のつく番号として下さい。

既設浄化槽を津市に帰属したいので、津市営浄化槽条例第23条第1項の規定により、次のとおり申請します。**赤点線枠内をすべて記入または〇して下さい**

設置場所	帰属する浄化槽がある住所を地番まで正確に記入 ※1		
人 槽	人槽	設置年月日	年 月 日
メーカー及び機種名	添付資料（3）法定検査結果書等を参考に記入		
延 床 面 積	※2 m <sup>2</sup>	併用住宅の場合における住宅部分以外の面積	※2 m <sup>2</sup>
使 用 人 数	人		
建 物 の 用 途	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他（ ）		
放 流 先	道路側溝 ・ 水路 ・ 河川 ・ その他（ ）		
土 地 所 有 者	住所： ※3	氏名：	電話番号
使 用 者	住所：	氏名：	電話番号
保守点検を依頼している業者名	連絡先 添付資料（4）の点検記録等を参考に記入		
委託契約の満了日	年 月 日		
特 記 事 項	特記事項なければ記入不要		
市営浄化槽番号	津市記入欄（記入不要）		

- ※1 添付資料（5）の登記事項証明書の住所地番と相違が無いか確認して下さい。
- ※2 建物の延床面積を記入して下さい。延床面積が不明な場合は、建物の登記事項証明書（登記されている場合に限る）もしくは、固定資産税の書類等で確認して下さい。土地の面積を誤って記入しないようご注意ください。
- ※3 添付資料（5）の登記事項証明書に記載の名前・住所と相違が無いか確認して下さい。土地所有者が複数人の場合は、全員分記載して下さい。
- 設置後1年未満で清掃実績が無い方は、下水道工務課へお問い合わせ下さい。

## ②既設浄化槽帰属同意書（別紙第25号様式）

見 本

第25号様式（第20条関係）

既設浄化槽帰属同意書

提出日を記入

宛先が「津市長」の書類でも可

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

既設浄化槽帰属申請書と同じか確認して下さい。  
電話番号は日中連絡のつく番号として下さい。

	(〒 )
	住 所
申請者	氏 名 (印)
	〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕
	電 話
	(〒 )
	住 所
土地所有者	氏 名 (印)
	〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕
	電 話

添付資料（5）の登記事項証明書に記載の  
名前・住所と相違が無いか確認して下さい。

**土地所有者が複数人の場合は、全員分記載**  
して下さい。2人目以降は左側の空き  
スペース等に署名して下さい。

登記事項証明書に記載の住所と一致しない場合は、  
前住所が記載の住民票の添付が必要となります。

津市営浄化槽条例第23条第1項の規定による帰属の申請に当たり、次の事項について  
同意します。

### 記

- 1 帰属申請した既設浄化槽の設置及び管理に係る土地を無償で津市の使用に供するもの  
とし、土地の使用期間は、当該市営浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地  
に係る公租公課は、これまでどおり土地所有者の負担とします。
- 2 市営浄化槽の管理に関し、必要に応じて、津市の職員又は津市の委託等を受けた者が  
当該土地に立ち入ること承諾します。
- 3 市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、事前に津市と協議します。また、自己の  
都合により市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 4 市営浄化槽の管理に係る関係者（市営浄化槽の管理に係る住宅・土地についての権原  
を有する者、放流先又は放流先までの経路に係る土地、家屋等に権利を有する者等）と  
必要に応じて適切な調整を行い、市営浄化槽の管理に問題がないよう対応します。
- 5 排水設備は、申請者の責任及び負担により修繕、管理等を行います。
- 6 市営浄化槽の使用に当たり、法令の規定を遵守します。

●重要な内容ですので、必ず記載事項をご確認の上、署名して下さい。





# 水栓番号の確認方法

津市の水道をご利用の方は「A:ポストに投函される伝票」または「B:郵送されるはがき」のいずれかにて、水道使用水量が通知されます。本通知に**水栓番号**が記載されています。

## A 伝票

### ご使用水量のお知らせ (2か月)

ご使用ありがとうございます。

水栓番号	●●●●●●●●●●●●●●	口径	13 mm
------	----------------	----	-------

## 装置場所 水栓番号

方書

使用者氏名

様

使用年月 令和 5年 2月～令和 5年 3月分  
(使用期間 令和 5年 1月 5日～令和 5年 3月 1日)

今回指針	484 m <sup>3</sup>
前回指針	460 m <sup>3</sup>
旧メーター分	m <sup>3</sup>
水道料金	
使用水量	24 m <sup>3</sup>
基本料金	1,342 円
従量料金	2,288 円
合計料金(税込)	3,630 円
(内消費税相当額)	(10% 330 円)
下水道使用料	
使用水量	***** m <sup>3</sup>
基本使用料	***** 円
従量使用料	***** 円
合計使用料(税込)	***** 円
(内消費税相当額)	( % ***** 円)
再開栓手数料	0 円
請求予定金額(税込)	3,630 円

前年同月水道使用水量	29 m <sup>3</sup>
前年同月下水道使用水量	m <sup>3</sup>

検針日 令和 5年 3月 1日 検針員

通  
信  
欄

口座振替ご利用の方の次回振替予定日は  
令和 5年 3月28日 です。

水道料金・下水道使用料徴収(口座振替利用)	
使用年月	令和 4年12月～令和 5年 1月分
水道使用水量	30 m <sup>3</sup>
水道料金	4,554 円(税込)
下水道使用水量	0 m <sup>3</sup>
下水道使用料	4,554 円(税込)
振替金額	円(税込)

上記金額を 令和 5年 1月30日 に振替させていただきました。

津市上下水道管理局 津市殿村5番地

## B はがき

今回ご使用いただきました使用水量は、下記のとおりです。

使用期間	令和 5年 2月 令和 5年 3月分
(検針日)	令和 5年 3月 1日
(検針日)	令和 5年 3月 1日
口径	13mm
今回指針	484 m <sup>3</sup>
前回指針	460 m <sup>3</sup>
旧メーター分	0 m <sup>3</sup>
使用水量	24 m <sup>3</sup>
水道料金	1,342 円
従量料金	2,288 円
合計料金(税込)	3,630 円
(内消費税相当額)	(10% 330 円)
下水道使用料	***** 円
基本使用料	***** 円
従量使用料	***** 円
合計使用料(税込)	***** 円
(内消費税相当額)	( % ***** 円)
再開栓手数料	0 円
請求予定金額(税込)	3,630 円

### ご使用水量のお知らせ

水栓番号 ●●●●●●●●●●●●●●

## 水栓番号

\*\*\*前回の口座振替のお知らせ\*\*\*  
令和 4年 12月 令和 5年 1月分

水道使用水量	30 m <sup>3</sup>
水道料金(税込)	4,554 円
(内消費税相当額)	(10% 414 円)
下水道使用水量	***** m <sup>3</sup>
下水道使用料(税込)	***** 円
(内消費税相当額)	( % ***** 円)
合計金額(税込)	4,554 円

上記金額を令和 5年 1月30日に振替させていただきました。

津市上下水道管理局 津市殿村5番地

※口座振替の方は、令和 5年 3月28日振替予定です。

④ 浄化槽法第5条第1項の規定による  
届出書等の写し又はその内容を確認できる書類」(届出確認依頼書)

見 本

浄化槽法第5条第1項の規定による届出確認依頼書 提出日を記入  
宛先が「津市長」の書類でも可 年 月 日  
(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒 )  
住 所  
申請者 氏 名 (印)  
〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕  
電 話

既設浄化槽帰属申請書の申請者と同じか  
確認して下さい。  
電話番号は日中連絡のつく番号として下さい。

既設合併浄化槽の津市への帰属にあたり、本申請に必要な浄化槽設置届出書等を紛失したため、三重県に対し浄化槽法第5条第1項の規定による届出書の登録確認を依頼し、本申請許可の可否判定としていただけるよう、よろしく願いいたします。

なお、届出の確認手続きに対する協力を全面的に行い、確認結果に対する不服申し立ては、一切行わないことを申し添えます。

赤点線枠内をすべて記入して下さい

設置場所：  
設置者名：  
人 槽： 人槽

※これより下の欄は記入しないで下さい

※設置届出書または浄化槽調書の写しがあれば、本紙の提出は不要です。  
※県への確認の結果、適正に届出がされていない場合は、申請者により届出等必要な措置を行ったうえで、本市へ帰属するものとします。

三重県登録	有	無
-------	---	---

⑤ 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の検査の結果書の写し

一般財団法人三重県水質検査センターによる法定検査記録をコピーして添付して下さい。

検査は基本的に年1回となりますので、1枚のみ添付されることとなります。

※速報は不可

※合併浄化槽が設置されて初めて行われる検査が「浄化槽法第7条第1項の検査」、それ以降年1回行われる検査が「浄化槽法第11条第1項の検査」です。

※適正に法定検査が実施されていない合併浄化槽については、津市へ帰属することができません。

⑥ 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における浄化槽法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の記録票の写し

保守点検記録の写し（過去1年間分（3回分以上）及び清掃記録の写し（過去1年間分（1回以上）を添付して下さい。

※保守点検・清掃の必要回数は、人槽や処理方式等により法律で定められています。保守点検及び清掃が適正に行われていない合併浄化槽については、津市へ帰属することができません。

⑦ 帰属する合併処理浄化槽が設置されている土地の不動産登記法第14条第1項の地図又は同上第4項の地図に準ずる図面、及び土地の全部事項証明書（法務局にて取得して下さい）

法務局にて必要な書類をご用意下さい。不明な場合は法務局の窓口にて、「公図」と「土地の全部事項証明書（登記事項証明書）」とお伝えいただければ、必要書類が揃います。なお、「公図」と「土地の全部事項証明書」の取得費用は申請者様にてご負担ください。

※登記完了証、登記事項要約書、登記情報提供サービスの印刷は証明書と異なるため不可

※原本をご持参ください。なお、原本の返却を希望される場合は、原本確認の上返却しますので、お申し付けください。

⑩ 市営浄化槽使用開始届出書

第18号様式（第14条関係）

見 本

市営浄化槽使用開始届出書

提出日を記入  
年 月 日

宛先が「津市長」の書類でも可  
(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒 )

住 所

届出者 氏 名

印

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

既設浄化槽帰属申請書の申請者と同じか  
確認して下さい。  
電話番号は日中連絡のつく番号として下さい。

市営浄化槽の使用を開始したいので、浄化槽法第12条の11の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	<p>必要事項を印字した上で、帰属可否決定通知書に ひな形を同封します。(印字内容が申請者様により異なるため、本手引きにひな形は添付しておりません。)</p> <p>印字された住所や人槽等をご確認いただき、記載事項に誤りが無ければ右上ご署名の上、提出してください。</p> <p>後日、帰属可否決定通知書と併せて郵送されるひな形にご署名ください。</p>
開 始 日 年 月 日	
人 槽	
使 用 水	
理 由	
備 考	
市 営 浄 化 槽 番 号	

※これより下の欄は記入しないでください。

確 認 日	年 月 日	水 栓 番 号	
メ ー タ ー 番 号	口径	開 始 の 指 針	

# 申請書ひな形集

※市営浄化槽使用開始届出書のひな形は、後日、別途郵送いたします。



第24号様式（第20条関係）

既設浄化槽帰属申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ㊞

（法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

既設浄化槽を津市に帰属したいので、津市営浄化槽条例第23条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設 置 場 所			
人 槽	人槽	設置年月日	年 月 日
メーカー及び機種名			
延 床 面 積	m <sup>2</sup>	併用住宅の場合における住宅部分以外の面積	m <sup>2</sup>
使 用 人 数	人		
建 物 の 用 途	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他（ ）		
放 流 先	道路側溝 ・ 水路 ・ 河川 ・ その他（ ）		
土 地 所 有 者	住所：	氏名：	電話番号
使 用 者	住所：	氏名：	電話番号
保守点検を依頼している業者名	連絡先		
委託契約の満了日	年 月 日		
特 記 事 項			
市 営 浄 化 槽 番 号			

添付書類

- (1) 既設浄化槽帰属同意書
- (2) 浄化槽法第5条第1項の規定による届出書等の写し又はその内容が確認できる書類
- (3) 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の検査の結果書の写し
- (4) 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における浄化槽法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の記録の写し
- (5) 既設浄化槽が設置されている土地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書

第25号様式（第20条関係）

既設浄化槽帰属同意書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

（〒 ）

住 所

土地所有者 氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

津市営浄化槽条例第23条第1項の規定による帰属の申請に当たり、次の事項について同意します。

記

- 1 帰属申請した既設浄化槽の設置及び管理に係る土地を無償で津市の使用に供するものとし、土地の使用期間は、当該市営浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地に係る公租公課は、これまでどおり土地所有者の負担とします。
- 2 市営浄化槽の管理に関し、必要に応じて、津市の職員又は津市の委託等を受けた者が当該土地に立ち入ること承諾します。
- 3 市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、事前に津市と協議します。また、自己の都合により市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 4 市営浄化槽の管理に係る関係者（市営浄化槽の管理に係る住宅・土地についての権原を有する者、放流先又は放流先までの経路に係る土地、家屋等に権利を有する者等）と必要に応じて適切な調整を行い、市営浄化槽の管理に問題がないよう対応します。
- 5 排水設備は、申請者の責任及び負担により修繕、管理等を行います。
- 6 市営浄化槽の使用に当たり、法令の規定を遵守します。

浄化槽法第5条第1項の規定による届出確認依頼書

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒 )

住 所

申請者 氏 名 ㊟

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

既設合併浄化槽の津市への帰属にあたり、本申請に必要な浄化槽設置届出書等を紛失したため、三重県に対し浄化槽法第5条第1項の規定による届出書の登録確認を依頼し、本申請許可の可否判定としていただけるよう、よろしく願いいたします。

なお、届出の確認手続きに対する協力を全面的に行い、確認結果に対する不服申し立ては、一切行わないことを申し添えます。

設置場所： \_\_\_\_\_

設置者名： \_\_\_\_\_

人 槽： \_\_\_\_\_ 人槽

※これより下の欄は記入しないで下さい

-----

三重県登録	有	無
-------	---	---

# 使用水の調査票

<b>【届出者】</b> ふりがな 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> <hr/> 住 所 <hr/> 電話番号 <hr/> 水栓番号 <hr/> 水道料金の支払方法 <span style="margin-left: 50px;">口座振替</span> ・ <span style="margin-left: 50px;">納付書</span> <hr/>	<b>【使用人数】</b>  <div style="text-align: center; border-top: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto;">人</div> ※現在、お住いの方の 人数をご記入ください。
--	---

市営浄化槽の使用に係る調査票です。宅内の水回りの使用水についてご回答ください。

**6つの用途区分すべてについて**下記の表の該当するものに○をつけていただきますようお願いいたします。

「井戸水等の自然水をお使いの方」、または「津市管理の水道と自然水の両方をお使いの方」につきましては、こちらの調査票をもとに認定水量の算定をさせていただきます、後日、認定調書を送付させていただきます。

用途区分	該当する使用水（該当するものに○をつけてください。）		
台所	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
洗面所	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
風呂 シャワー	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
洗濯機	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
水洗便所	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
掃除(外流し) (水拭き等で使用)	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)

注1) 認定水量については1人当たり8m<sup>3</sup>/月を基準としております。

注2) 水道水と自然水の両方をお使いの方については、用途区分において「両方を使っている」に○をつけてください。また、認定時に水道水と自然水の割合を50%とさせていただきます。(両方をつかっている場合：水道水、半分・その他の水、半分)

注3) 水量に対して、実量があわないと思われるときは、自己財メーター等の子メーターをつけていただくことで、正確な水量を測定することができます。ただし、毎月定期的に自己財メーターの水量を津市上下水道管理局へ報告していただく必要があります。